

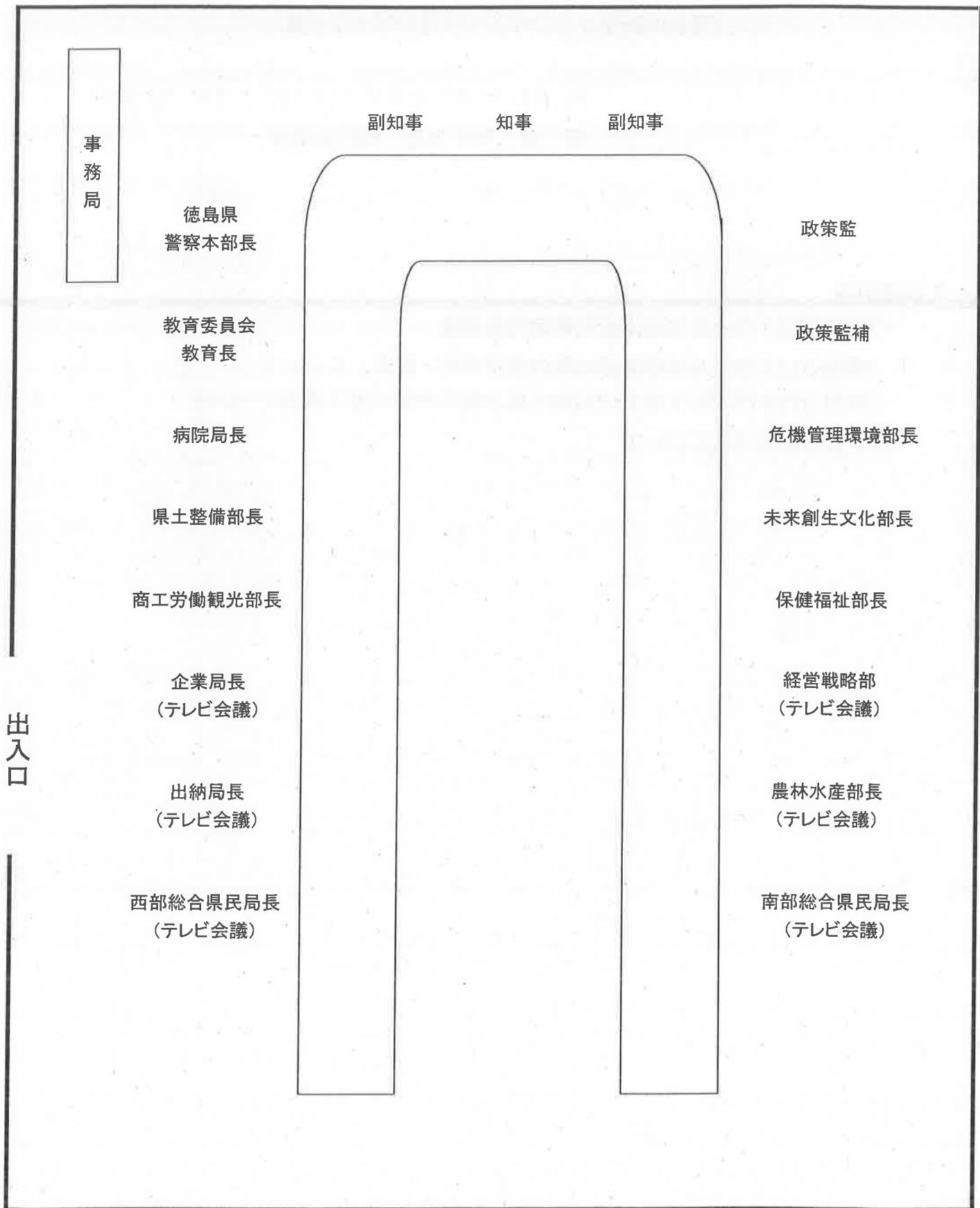
第12回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年5月1日（金） 17:30から
場 所：県庁3階 特別会議室

◎協議事項

- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言」について
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る県外車両の流入調査について
- 学校の臨時休業について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



資料1

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第12回）

日時：令和2年5月1日（金）

10時00分～11時30分

場所：合同庁舎5号館12階

専用第15会議室

議事次第

1. 議事

- (1) 新型コロナウイルス感染症について
- (2) その他

（配布資料）

資料 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（案）

参考資料1 新型コロナウイルス感染症対策の今後の見通し（イメージ）

参考資料2 学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会・提言（案）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（案）」（2020年5月1日）

1. はじめに

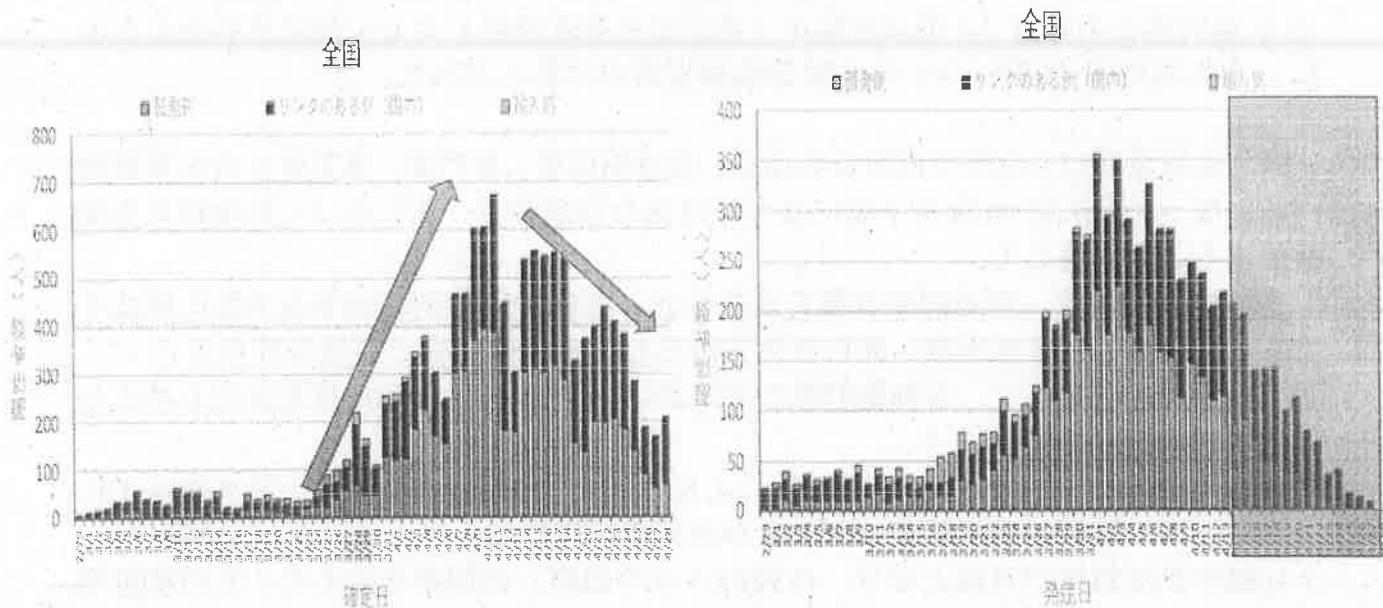
- 我が国では、都市部を中心にクラスター感染が次々と生じるなど患者数が急増し、医療供給体制が逼迫しつつある地域があること等にかんがみ、4月7日に、東京都、大阪府等の7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出された。
- さらに4月16日には、上記7都府県と、同程度にまん延が進んでいると考えられる6道府県との合計13都道府県が「特定警戒都道府県」として指定されるとともに、それ以外の34県についても緊急事態宣言の対象とされた。
- 緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む市民が一丸となって、法第45条第1項に基づく外出の自粛等や、法に基づく各種施策を総動員することを通じて、
 - ①感染拡大を防ぎ、新規感染者数を減少させ、医療提供体制の崩壊を未然に防止することにより、重症者数・死亡者数を減らし、市民の生命と健康を守ること
 - ②この期間を活用して、各都道府県などにおいて医療提供体制の拡充をはじめとした体制の整備を図ること、
 - ③市中感染のリスクを大きく下げることにより、新規感染者数を一定水準以下にできれば、積極的疫学調査などにより新規の感染者およびクラスターに対してより細やかな対策が可能となり、市民の「3つの密」の回避を中心とした行動変容とともに、感染を制御することが可能な状況にしていくことが期待されることといった狙いがあった。
- これまでの多くの市民の皆様のご協力により、現時点において、全国及び特定警戒都道府県における累積感染者数はオーバーシュートを免れ、新規感染者数は減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめており、これは市民全体の協力によるものだと評価している。
- 緊急事態宣言の期限である5月6日が目前に迫る今、残りの一週間を通じ、引き続き徹底した行動変容による接触機会の低減、新規感染者数の減少と重症者・死亡者の増加を防ぐための医療提供体制の拡充などを進めることが必要になる。
- この感染症への対応については、長丁場を覚悟しなければならない。このため、本提言は、現在までの状況等の分析を行った上で、5月7日以降の対策に関する基本的考え方や今後求められる対応について、とりまとめるものである。

2. 感染の状況等について

○ 現在の全国的な状況については、

- ・報告日別新規陽性者数は、日ごとの差はあるものの、4月10日前後は700人近くにのぼっていたが、直近では200人程度に留まる日も増えてきた。こうした中、累積感染者数は4月29日には約14,000人に至っている。
- ・発症日ベースのデータでも、新規の感染者数が減少傾向に転じていることがうかがわれるなど、緊急事態宣言をはじめとした一連の対策の成果が現れはじめていることは確かだと考えられる。しかし、3月20日過ぎから生じた発症者数の急増のスピードに比べれば、減少のスピードは緩やかに見える。全国データの減少が鈍い理由としては、大都市圏からの人の移動により、大都市圏よりも遅れて感染拡大が生じたことによるものと考えられる（図1）。

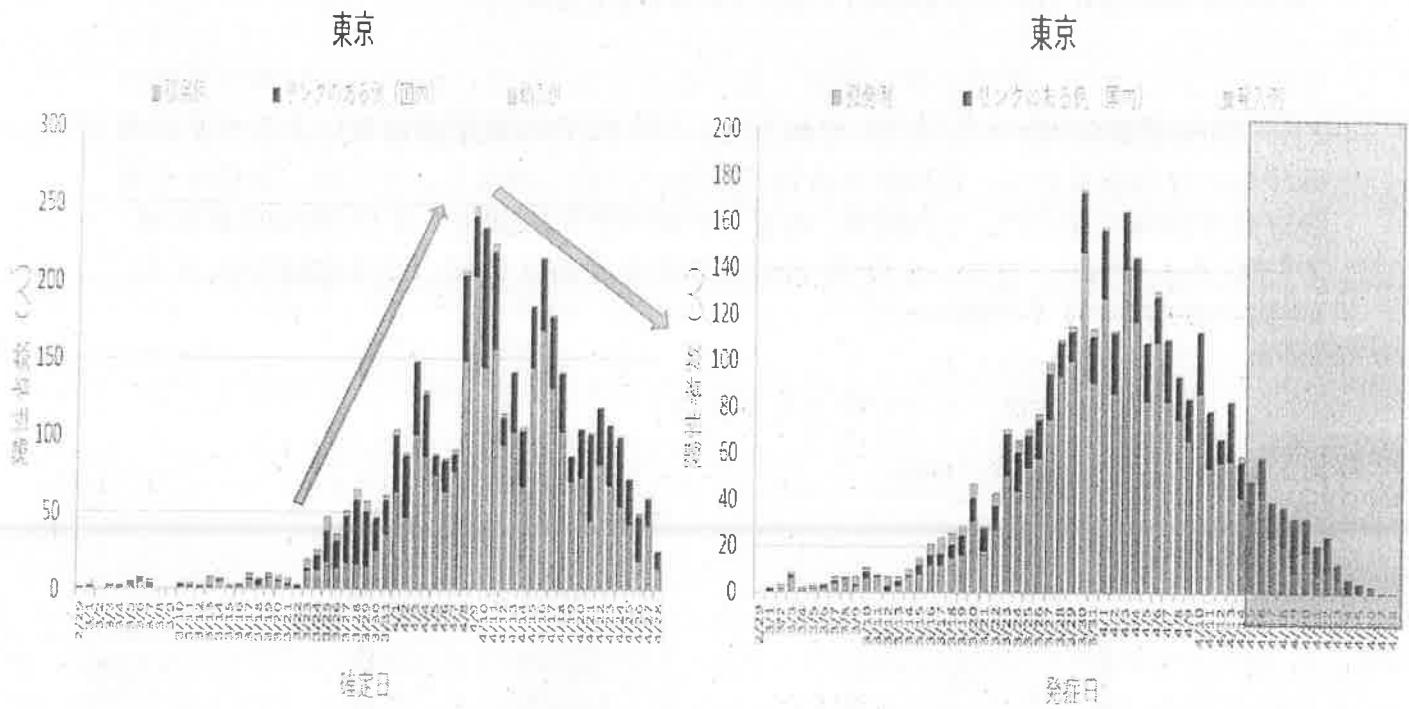
【図1. 全国における感染者数の推移（左図：確定日、右図：発症日）】



※ 発症日データについては、直近14日間に影をつけているが、同期間はまだ今後感染者が報告される可能性が高いことに留意する必要がある。また、発症日データについては、無症状病原体保有者や発症時期が判然としない感染者が存在するため、確定日データよりも人数が小さくなる。

- ・また、東京都における報告日別新規陽性者数は、4月9日には250名近くにのぼっていたが、直近では100名を下回るようになっており、減少傾向にあると考えられる。東京都の減少のスピードは全国データよりも早いが、増加する際のデータの立ち上がりに比べれば、やはり緩やかとなっている（図2）。
- ・その内訳として、夜間の接待を伴う飲食店における感染者数は減少する傾向にあるが、病院内および福祉施設内の集団感染が多発しており、概ね、新規感染者数の2割程度を占めるに至っている。また、感染拡大が収まっていく際によく見られるように、家庭内感染の割合が高まりつつあり、外出自粛に代表される行動制限の影響が出ているものと考えられる。

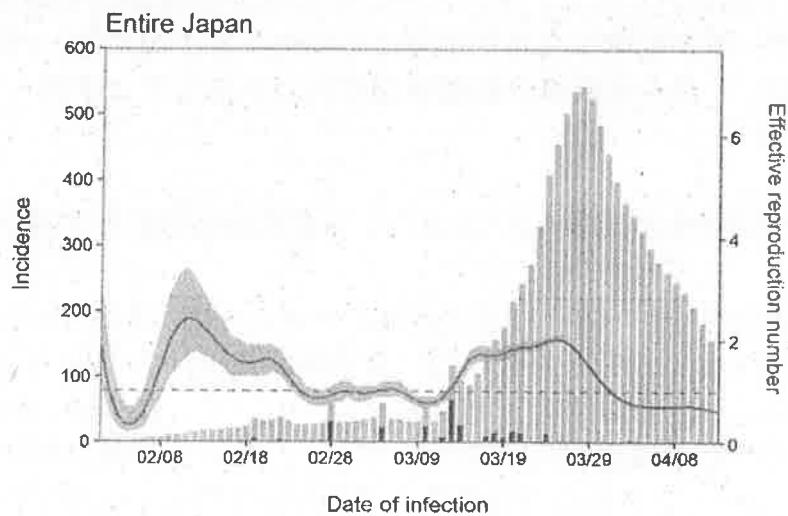
【図2. 東京都における感染者数の推移（左図：確定日、右図：発症日）】



※ 発症日データについては、直近14日間に影をつけているが、同期間はまだ今後感染者が報告される可能性が高いことに留意する必要がある。また、発症日データについては、無症状病原体保有者や発症時期が判然としない感染者が存在するため、確定日データよりも人数が小さくなる。

- ・全国における推定感染時刻を踏まえた実効再生産数を見ると、3月25日は2.04(95%信頼区間：2.00、2.10)であったが、その後、新規感染者数は減少傾向に転じたことにより、4月10日の実効再生産数は0.71(95%信頼区間:0.70、0.72)となり、1を下回った。しかし、後述する東京都ほどには下がっていなかった。

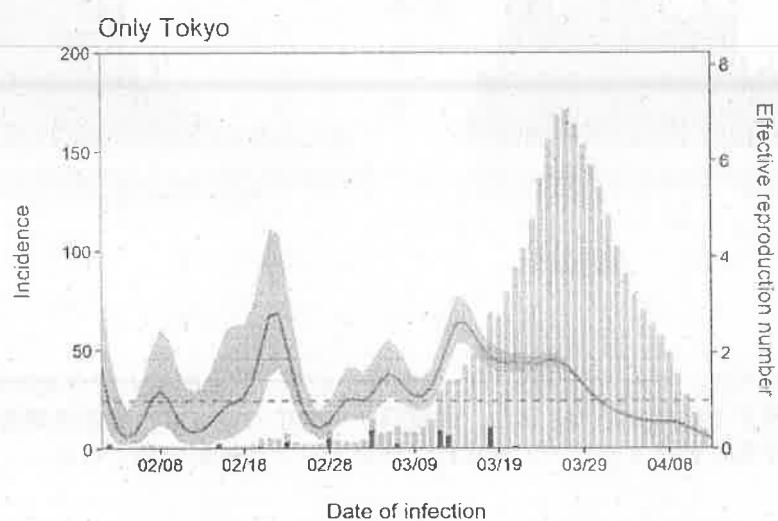
【図3. 全国における実効再生産数】



※ 横軸は推定感染時刻。黄色が推定感染者数、青が実効再生産数（青い影が95%信頼区間）である。実効再生産数の推定においては右側打ち切りを考慮した推定を実施しているが、潜伏期間と発病から報告までの遅れのため、直近20日間は推定感染者数と実効再生産数を過小評価する可能性があるため、データを省略している。不顕性感染者を除く。

- ・東京都においては、感染者数が増加し始めた3月14日における実効再生産数は2.64(95%信頼区間:2.2, 3.2)であった。3月25日の東京都知事による外出自粛の呼びかけの前後から、新規感染者数の増加が次第に鈍化し、その後、新規感染者数は減少傾向に転じた。この結果、直近7日間の倍化時間は3.8日(95%信頼区間:2.6, 6.7)となった。また、4月10日の実効再生産数は0.53(95%信頼区間:0.42, 0.65)に低下し、1を下回った。

【図4. 東京都における実効再生産数】

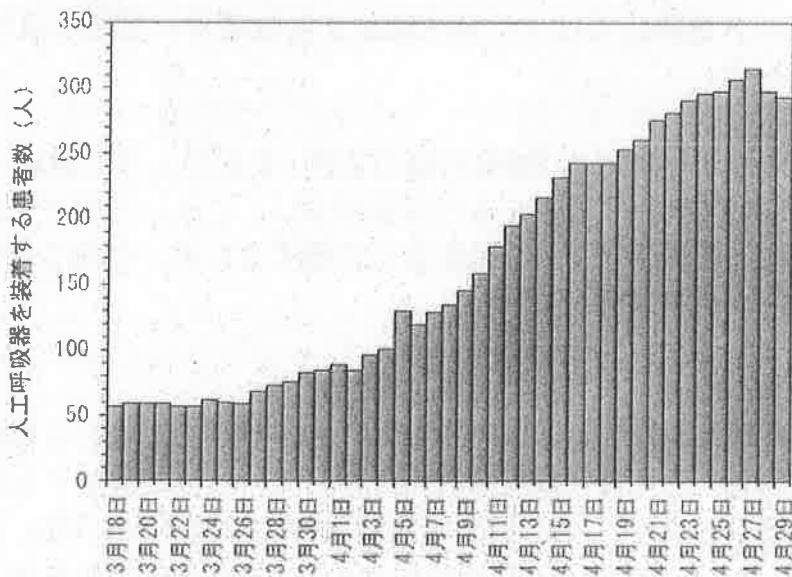


※ 横軸は推定感染時刻。黄色が推定感染者数、青が実効再生産数（青い影が95%信頼区間）である。実効再生産数の推定においては右側打ち切りを考慮した推定を実施しているが、潜伏期間と発病から報告までの遅れのため、直近20日間は推定感染者数と実効再生産数を過小評価する可能性があるため、データを省略している。不顕性感染者を除く。

- ・以上のように、市民の行動変容が成果を上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあることは確かである。しかし、未だ、かなりの数の新規感染者数を認めており、現在の水準は、データが明確に立ち上がりはじめた3月上旬やオーバーシュートの兆候を見せ始めた3月中旬前後の新規感染者数の水準までは下回っていない状況である。
- ・他方、「PCR等検査の拡充が途上であった中で、感染者数の動向を正確に捕捉できないのではないか」との指摘も想定されうる。これに関しては、医師が必要と判断した場合及び濃厚接触者を中心にPCR等検査を実施してきたため、感染者の全てが把握されているわけではない。しかし、陽性件数は全国的に減少傾向にあること、倍化時間も鈍化しつつあること、全国的な孤発例の割合についても減少傾向にあることなどからも、新規感染者数が減少傾向に向かっていると考えて間違いないと考えている。詳細なデータについては近日中に開催する専門家会議において別途お示しする。

- また、医療提供体制の拡充については、症状別の病床の役割分担を進めており、重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図るとともに、無症候や軽症例についてはホテル等での受入れを進めるなど、懸命な努力が続けられているが、特に特定警戒都道府県においては、依然として医療現場の逼迫が続いている。
- 特に、重症患者の収容においては人工呼吸器を使用した呼吸管理や集中治療による全身管理を要する患者が多く発生しており、中核都市や地域においてクラスターの発生に伴う高齢者の感染が多発した際に多くの病床がすぐに占有されてしまう状況にある。また、その収容能力についても、大都市圏を離れたところでは限定的である。
- 新規感染者数が減少傾向に移行しても、平均的な在院期間は約2~3週間程度となっている。とりわけ、人工呼吸器を要するような重症患者については、在院期間が長期化し、その数が減少に転じにくい傾向がある。このため、入院患者による医療機関への負荷はしばらく継続することが見込まれ、医療現場の逼迫した状況は新規感染者の発生動向よりも緩やかにしか解消されないものと考えられる。

【図5. 全国で人工呼吸器を要する確定患者数の推移】



※ 日本集中治療医学会の日本COVID-19対策ECMOnetによる集計

- したがって、しばらくは、新規感染者数の減少傾向を維持させることを通じて、今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続することの必要性が示唆される。併せて、医療提供体制については、首都圏では引き続き体制強化を進めるとともに、未だ流行していない地域であっても、早急に体制整備を進めることが重要である。

3. 行動変容の状況

(1) 総論

- 新型コロナウイルス感染症については、ヨーロッパや北米では、一旦は今回の感染拡大のピークを過ぎつつあるとみられる。一方で、アフリカなどではこれからもまた延が継続する可能性がある。こうした世界的な動向や国内における感染状況を見据えると、今後とも、一定期間は、この新たなウイルスとともに社会で生きていかなければならないことが見込まれる。
- 4月7日及び4月16日の緊急事態宣言には、新規感染者数を減少させることにより、医療崩壊を防止すること等といった狙いがあった。しかし、仮に不十分な削減のままで、これまでの「徹底した行動制限」を緩和した場合には、緩和後まもなく感染者数の拡大が再燃しそれまでの市民の行動変容の努力や成果を水泡に帰してしまうおそれがある。このため、新規感染者数が一定水準以下まで下がらない限り、「徹底した行動制限」を続けなければならないものと考えられる。

(2) 行動変容の評価方法

- 緊急事態宣言下では、ハイリスクの屋内環境に限らず、全ての市民を対象として、人ととの接触を徹底して削減することを通じて2次感染を劇的に減少させることが求められる。ここでいう「接触」とは、感染経路を通じた病原体の伝達機会を指しており、新型コロナウイルス感染症では主に飛沫感染と接触感染が重要な役割を果たしていると考えられている。
- 新規感染者数の減少につながるような「接触行動の変容」をどのように評価していくかについては、学術的にも技術的にもまだ課題が多い。こうした中で、現在、利用しうるデータを用いて、可能な限り、行動変容を評価するため、今回は、後述する「接触頻度」を利用して評価を試みた。¹

(3) 行動変容の具体的な評価

- 図6として、携帯位置情報を用いて、年齢群別に、接触率（一人当たりが経験する単位時間当たりの接触頻度）と人流（都市部の人口サイズ）の積に相当する接触行動の変容（以下「接触頻度」という。）が、緊急事態宣言前の1月17日（金）と比較して4月24日（金）にどのように変化したか（相対的減少）に関する推定値を示した。

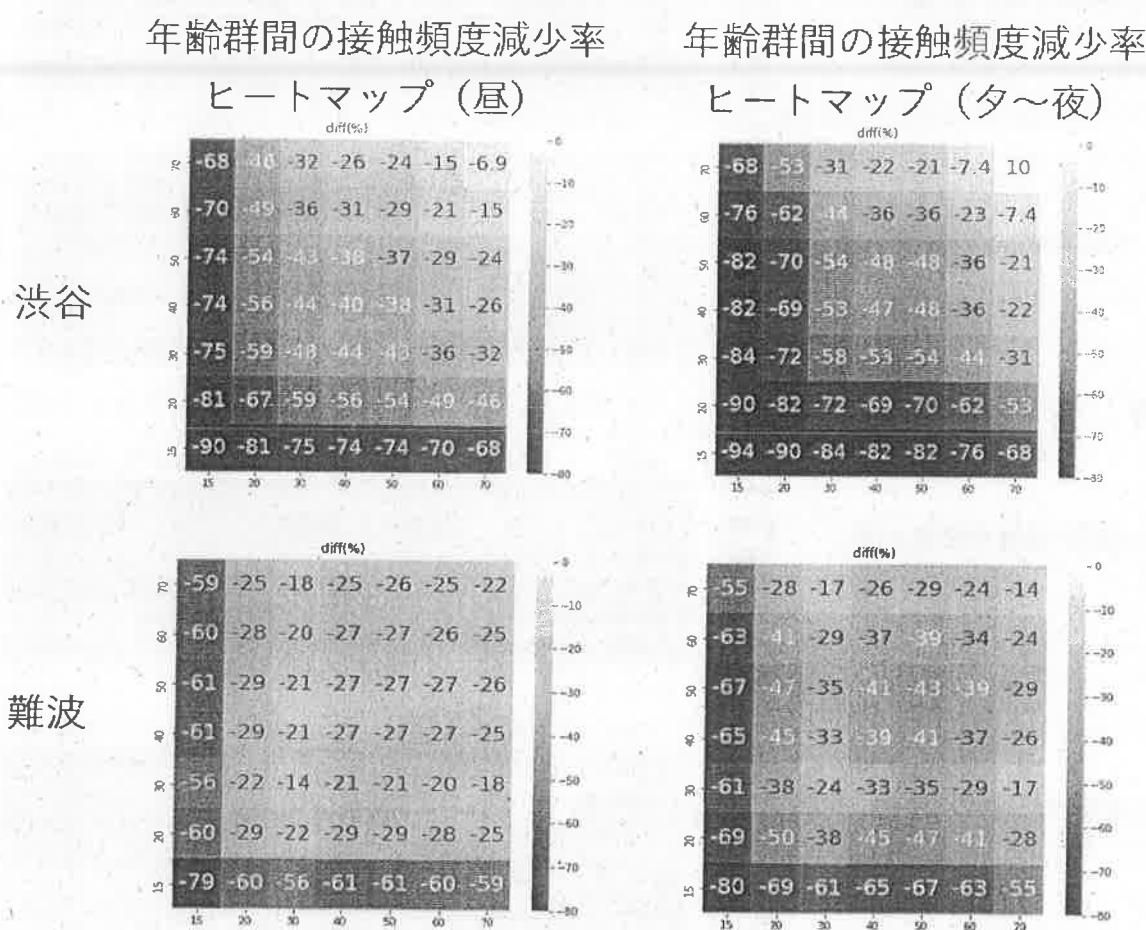
²

1 前回の提言では、2つの指標を用いて評価を試みるとしていた。1つ目は、都市部の人口サイズ（以下「人流」という。）そのものの減少を直接的に評価するもの、2つ目は、接触率（一人当たりが経験する単位時間あたりの接触頻度）であり、①時間の共有に基づく推定（携帯位置情報）や、②社会的接触のアンケート調査による接触率の推定により算定しようとするものである。「人流」と「接触率」の積は、概念的には、感染リスクとなりうるような、都市部における接觸機会そのものの数量を測定しうるものとなりうるが、これらの分析は、別途行う予定となっている。

2 ここでいう「接触頻度」とは、1人がある1時間の間に、1つの小さな地理的空間内（500m×500m）で、誰（何人）と接觸しているのかを根拠（他人と皆同等程度の接觸をすると仮定）として、どれだけの接觸があったかを計算したものである。

- 渋谷駅周辺と難波駅周辺から半径 1 km圏内においては、10 歳台および 20 歳台の若者を中心として昼夜問わず接触頻度が 80%以上、減少したことがうかがえる。他方、30 歳台以上では接触の相対的減少の度合いが小さくなっていた。10~20 歳台は大学を含む教育機関の休校の影響を受けていることが予想され、30 歳台以上はリモートワークの普及分だけ接触頻度が下がったものの、8 割には達していなかった。
- これらの総計でみると、渋谷駅周辺の平日における昼間と夕方～夜間における接触頻度の相対的減少はそれぞれ 49%と 62%であった。同様に、難波駅周辺の平日における昼間と夕方～夜間における接触頻度の相対的減少もそれぞれ 29%と 41%であった。³

【図 6. 渋谷駅および難波駅から 1 km 圏内のメッシュにおける年齢群別の接触頻度】



※ 渋谷駅および難波駅から 1 km 圏内のメッシュにおける年齢群別の接触頻度に関する相対的減少⁴。4月24日（金）を1月17日（金）と比較。紺色に近いセルほど、その場所での接触の減少幅が大きいことを示している。

³ 休日、他の地域および経時的变化を省略するが、これらより詳細な結果は次のウェブサイトから閲覧可能である。（URL：https://github.com/contactmodel/20200501/blob/master/0501_public.pdf）

⁴ NTT ドコモ モバイル空間統計を使用。東北大学・永田彰平研究員、中谷友樹教授および ALBERT 社中村一翔氏、稻盛徹氏らの協力を得て作成

- 図 7 には、関東の 1 都 6 県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）と関西の 2 府 4 県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）の地域間の接触頻度の変化を示した。これは、緊急事態宣言下の平日において県境を跨ぐ人の移動に伴う接触が、緊急事態宣言前の 1 月 17 日（金）と比較して 4 月 24 日（金）にどのように変化したか（相対的減少）を示す推定値である。

これによると、通勤先である東京都及び大阪府への他地域からの出入りの相対的減少が、他地域間の出入りと比較して小さいことがうかがわれた。⁵

【図 7. 関東（上 2 つ）および関西（下 2 つ）の緊急事態宣言下の地域間の接触頻度】

◇関東

	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
茨城県	-20%	-20%	-48%	-40%	-35%	-55%	-70%
栃木県	-20%	-12%	-20%	-52%	-59%	-50%	-65%
群馬県	-42%	-20%	9%	-30%	-74%	-59%	-70%
埼玉県	-40%	-52%	-30%	-46%	-42%	-35%	-60%
千葉県	-50%	-62%	-74%	-42%	-53%	-40%	-50%
東京都	-55%	-60%	-59%	-35%	-40%	-22%	-41%
神奈川県	-70%	-66%	-70%	-60%	-60%	-41%	-58%

	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
茨城県	-16%	-31%	-54%	-52%	-43%	-55%	-72%
栃木県	-31%	-9%	-26%	-59%	-78%	-62%	-60%
群馬県	-54%	-26%	-5%	-42%	-78%	-61%	-67%
埼玉県	-52%	-59%	-42%	-48%	-53%	-46%	-73%
千葉県	-43%	-74%	-78%	-53%	-59%	-52%	-70%
東京都	-65%	-52%	-61%	-46%	-57%	-14%	-50%
神奈川県	-74%	-64%	-67%	-71%	-70%	-50%	-60%

◇関西

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
滋賀県	-62%	-42%	-58%	-66%	-75%	-68%
京都府	-42%	-13%	-38%	-51%	-35%	-61%
大阪府	-58%	-38%	-39%	-35%	-37%	-40%
兵庫県	-60%	-51%	-35%	-53%	-62%	-57%
奈良県	-73%	-35%	-37%	-62%	-41%	-22%
和歌山県	-68%	-61%	-40%	-57%	-22%	-41%

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
滋賀県	-60%	-54%	-57%	-70%	-54%	-52%
京都府	-54%	-9%	-46%	-59%	-35%	-57%
大阪府	-67%	-46%	-32%	-46%	-51%	-51%
兵庫県	-70%	-52%	-46%	-64%	-52%	-65%
奈良県	-68%	-35%	-51%	-73%	-39%	-28%
和歌山県	-82%	-67%	-61%	-65%	-28%	-30%

※ 関東（上 2 つ）および関西（下 2 つ）の緊急事態宣言下の平日（4 月 24 日（金））における 1 月 17 日（金）の地域間の接触頻度の相対的減少⁶

⁵ 休日、他の地域および経時的变化を省略するが、これらより詳細な結果は次のウェブサイトから閲覧可能である（URL：https://github.com/contactmodel/20200501/blob/master/0501_public.pdf）。これによると、例えば、東京都の丸の内や汐留における平日の夕方～夜間における接触頻度の相対的減少は全ての年齢群で 70%以上の接触削減を達成しており、全体でもそれぞれ 81%と 75%の削減を達成した。

⁶ NTT ドコモ モバイル空間統計を使用。東北大学・永田彰平研究員、中谷友樹教授および ALBERT 社中

- これらの結果から分かることは、次のようにまとめられる。
 - ①渋谷駅や難波駅のような地域では年齢群によって達成状況が異なっており、30歳台以上の生産年齢人口における接触頻度の減少は8割に達していなかった。(他方、東京都の丸の内における接触頻度は、8割減を達成していた。(脚注5参照))
 - ②都道府県を跨ぐ移動を見ても、3~5割の減少に留まるところが多く、通勤を続ける限り、生産年齢人口の接触頻度は8割減を成し遂げられないことが分かった。
- このように、行動変容の調査については、技術的な課題⁷も多いが、今後、個々人の属性や行動パターン別のよりリアルな行動変容の評価を行っていくため、様々なデータの組み合わせや、社会調査データの活用を視野に入れた研究や検証が必要である。

4. 5月7日以降の対策に関する基本的考え方

(1) 今後求められる対策の期間に関する見立て

- 3月19日の提言では、「短期的収束は考えにくく長期戦を覚悟する必要」があるとしたところである。早期診断から重症化予防までの治療法の確立に向けた明るい兆しが見えつつあるが、諸外国の感染状況やそれに対する対応等も踏まえると、国内における感染状況に応じて、持続的な対策が必要になることが見込まれる。
- 諸外国でも中長期の見通しについて検討が行われている。例えば、イギリスの論文(参考1参照)ではワクチンが開発されるまで、アメリカの論文(参考2参照)は集団免疫が得られるまで、という期間の性格の違いはあるものの、①1年以上にわたる対策の必要性を予想していること、②免疫を持っている人が多いわけではないので、一定の再流行を想定していること、③医療崩壊が生じないよう、適宜、徹底した社会的距離政策を講じる必要性があることなどの共通の指摘がなされている。

(2) 地域でのまん延の状況に応じた対策の必要性

- 現在、緊急事態宣言下において、外出自粛や特定の業種の営業自粛等、前例のない対策が講じられており、これにより、我が国の新規感染者数は総じて減少傾向に転じたと判断されている。

村一翔氏、稻盛徹氏らの協力を得て作成

⁷ 密度の高い地区では一人が接触する人数が多くなることが考えられるが、そのような接触の密度効果は十分な情報がなく考慮されていない。また、同時に同じ人数の人々が滞留していても、様々な接触を低減させる店舗内の取り組みなどが、実際には接触を減らしているかもしれない。加えて、接触の相手も500m×500mの空間内ではそこに滞留する人々の間でランダムに接触することが仮定されているが、学校であれば同じクラスの同年齢の集団とより接触する、自宅やオフィス内では世帯や職場の限られた人とか接触しないといった詳細な状況は考慮されていない。そのため、特に夜間においては、住宅地であればほとんどの人が世帯内に接触が限定されるはずだが、現在の計算ではこれを考慮できないことに注意する必要がある。そのため、試算に当たっては、住宅地を除き、主要中心駅・繁華街等の外出を中心とした人々の集まる場所の接触や時間帯を分けた計算を実施することで、これに配慮した。

○ しかし、地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあることから、当面、この枠組みは維持することが望ましい。しかし、感染の状況は地域において異なっているため、

①感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るために、引き続き、基本的には、「徹底した行動制限」が必要となる。

②一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域（以下「新規感染者数が限定的となった地域」という。）であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある。

このように、全ての地域の新規感染者数が限定的となるまでは、上記①、②の2つの地域が混在していくことが予想される。

(3) 引き続き、「徹底した行動制限」が求められる地域における留意事項

○ (2) ①のとおり、感染状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準に達するまで、引き続き、「徹底した行動制限」が求められる。

○ 他方で、対策の長期化に伴い、市民生活への多大なる悪影響や、「自粛疲れ」が懸念される。感染拡大を収束に向かわせていくためには、市民の持続可能な努力を求めていく必要があることから、特に社会的に必要性が高い活動であり、かつ様々な工夫により感染リスクを十分に下げられる事業などについては、制限を一部徐々に緩和していくことも検討していく必要がある。

○ その一例として、学校や公園等の取扱いについて検討していく必要がある。

(4) 「徹底した行動制限」を維持するか、緩和するのかの判断に当たっての考え方

○ 「新規感染者数が限定的となった地域」として、(2) の対策の強度を一定程度緩める（厳しい行動制限を緩和する）に当たっては、再流行への対応体制が整えた上で、感染拡大を予防する新しい生活様式により暮らしていくことが求められる。

○ こうした判断に当たっては、感染が一定範囲に抑えられていること（疫学的状況）、医療提供体制が確保できていること（医療状況）を踏まえることが考えられる。

具体的には、次のような要素を総合的に勘案して判断していくことが想定される。

①感染状況（疫学的状況）

- ・ 新規感染者数等（新規感染者数、倍化時間、感染経路不明の感染者数の割合）の水準が十分に抑えられ、PCR等検査が迅速に実施できること。なお、不十分な削減の場合には、感染者を減少させる期間が更に延びかねないものであること。

②医療提供体制

- ・ 医療機関の役割分担の明確化や患者受入先の調整機能が確立されていること
- ・ 病床の稼働状況（患者の状態や空き病床を含む）を迅速に把握・共有できる体制の構築

- ・ 軽症者等に対応する宿泊療養施設等の確保
など、今後の患者の増大を見据え、重症者から軽症者まで病状に応じた迅速な対応を可能にする医療提供体制が構築されていること。
- なお、上記①及び②の評価に併せて、より効率的なクラスター対策を講じられる体制の確保などにも努めていく必要がある。

5. 今後求められる対応について

- これまでの市民の皆様のご協力により、大幅な行動変容が行われ、現時点において我が国における新規感染者数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じたものと判断される。
- しかし、再度のまん延が生じないようにするためには、4（3）の地域以外の地域であって、対策の強度が一定程度緩められるようになった地域においても、今後は、新型コロナウイルス感染症に対する長丁場の対応を前提とした、新しい生活様式の定着が求められることとなる。
なお、再度、まん延が生じた場合には、「徹底した行動制限」を講じざるを得ないことをあらかじめ覚悟しておく必要がある。

（1）感染拡大を予防する新しい生活様式の普及

- ・ 新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を前提とした場合、「新規感染者数が限定的となった地域」であっても、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施を継続していくことは不可欠となる。
また、仕事・職場の面においても、基本的な感染対策に加え、テレワーク、時差出勤、テレビ会議など接触機会を削減するための対策は、引き続き重要になる。
こうした感染拡大を予防する新しい生活様式を身につけていくことが求められる。
- ・ 併せて、各事業者も、感染対策を講じていくことが求められるため、次の専門家会議で示す基本的な考え方を参考としながら、各業界団体が中心となって、業種毎のガイドライン等の作成に向け、検討していくことが重要である。
- ・ また、すでにクラスターの発生が認められている、ライブハウス、接待を伴うような飲食店などについては、引き続き、徹底的に避ける必要がある。
- ・ 全国的大規模なイベントについても、引き続き、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求めることが必要になる。
- ・ さらに、「感染者数が限定的となった地域」における、地域イベントや、屋外でのスポーツの実施等に当たっては、4月1日の提言における「地域区分の考え方」のうち、②「感染確認地域」や、③「感染未確認地域」などの考え方を参考にすることが考えられるが、今後、その内容を精査し、改定していくことを検討したい。

(2) クラスター対策の効率的な実施に向けた施策の推進

- ・ 日本では、保健所による積極的疫学調査により、地域に感染者が複数出た場合に共通の感染源（クラスター）を特定し、次のクラスター感染を防止することに取り組んできた。しかし、感染者数の急増とともに、クラスター対策が困難になりつつあり、特定警戒都道府県においては、重症化リスクの高い方が多い医療施設や高齢者施設を優先せざるを得ない状況がある。
- ・ 今後は、感染者数が一定数以下になることが前提とはなるが、それ以降の感染者数の急増が生じないよう、より効率的な積極的疫学調査が可能となるように、
 - ①感染対策業務の効率化等をはじめとした保健所支援の徹底
 - ②積極的疫学調査に従事する人員の拡充とトレーニング
 - ③ICT活用による濃厚接触者の探知と健康監視（濃厚接触者追跡アプリなど）の早期導入などを図っていく必要がある。

(3) 医療提供体制の拡充

- ・ 感染者数の増加によって、普段なら救える命が救えなくなるような医療崩壊を生じさせないことが、最大の目標となる。このため、以下の取組が求められる。
 - ①医療機関ごとの機能分担（重点医療機関の設定等）や都道府県における調整本部・協議会の設置、患者の搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」の配置、軽症者の宿泊療養施設の確保など、各種の体制整備は、各都道府県で確実に進めておく必要がある。
 - ②一方で、本感染症の患者のための病床を確保する、ということは、他の疾患の患者の治療のための医療資源が失われることを意味するものもある。他の疾患の患者に対する治療にも重大な支障が生じることのないよう留意しつつ、急激な感染者数の増加に対応できる体制を整えておくことが不可欠になる。
 - ③また、こうした体制の整備状況を、住民に対して適切に情報提供していくことも重要であり、都道府県ごとの医療提供体制の見える化にも努めていくことが求められる。
 - ④併せて、国は、医療現場を守るため、院内感染対策として、PCR等検査の積極的な実施の推進や個人防護具の提供等に努めていくべきである。

(4) PCR等検査の拡充

- ・ 政府は、感染者の迅速診断キットの開発等による早期診断、早期把握に向けて、PCR等検査体制の拡充に努めていかなければならない。「徹底した行動制限」を、一定程度緩める方向で検討するのであれば、なおさら、この感染者の早期把握の能力をあげていくことが重要である。
- ・ また、今後、中長期の対応を見据える中で、より簡便な検査手法の開発と診療現場での使用に向けて全力で取り組むべきである。他方、その使用に当たっては、特性と限界を考慮することも求められる。
- ・ PCR等検査については、次の専門家会議で再度議論を行う。

(5) ワクチン、治療薬等について

- ・ 上記（1）～（3）の取組により時間を稼いでいる間に、並行して、一刻も早く、ワクチン・治療法・治療薬の開発に努めていくことが求められる。
- ・ また、迅速診断キットの開発等による早期診断とともに確立した治療法の研究が進むことにより、重症化等が防止されるようになれば、今よりも、この感染症を過度に恐れずに済むようになることが期待される。

(6) 学校の取扱いについて

- ・ 4月22日現在、全国の小・中学校のうち95%が、高等学校の97%が臨時休業を実施している。しかしながら、児童生徒の学習の機会を保障していくことも重要であること及びこの感染症については持続的な対策が必要であることを踏まえると、学校における感染およびその拡大のリスクをできるだけ低減した上で、学校の活動を再開のあり方について検討をしていくことが必要である。

なお、地域で、生活圏の流行状況によっては再び休校とするなどの判断ができるよう市町村や都道府県でも体制を構築するべきである。

- ・ そのため、文部科学省において、既に作成しているガイドラインを踏まえ、有識者の意見も聴取した上で、学校の活動における指導や、登下校等の様々な場面において、感染リスクが高い活動や場面を整理し、それに対する対応について早急に示す必要がある。

(7) 社会的課題への対応について

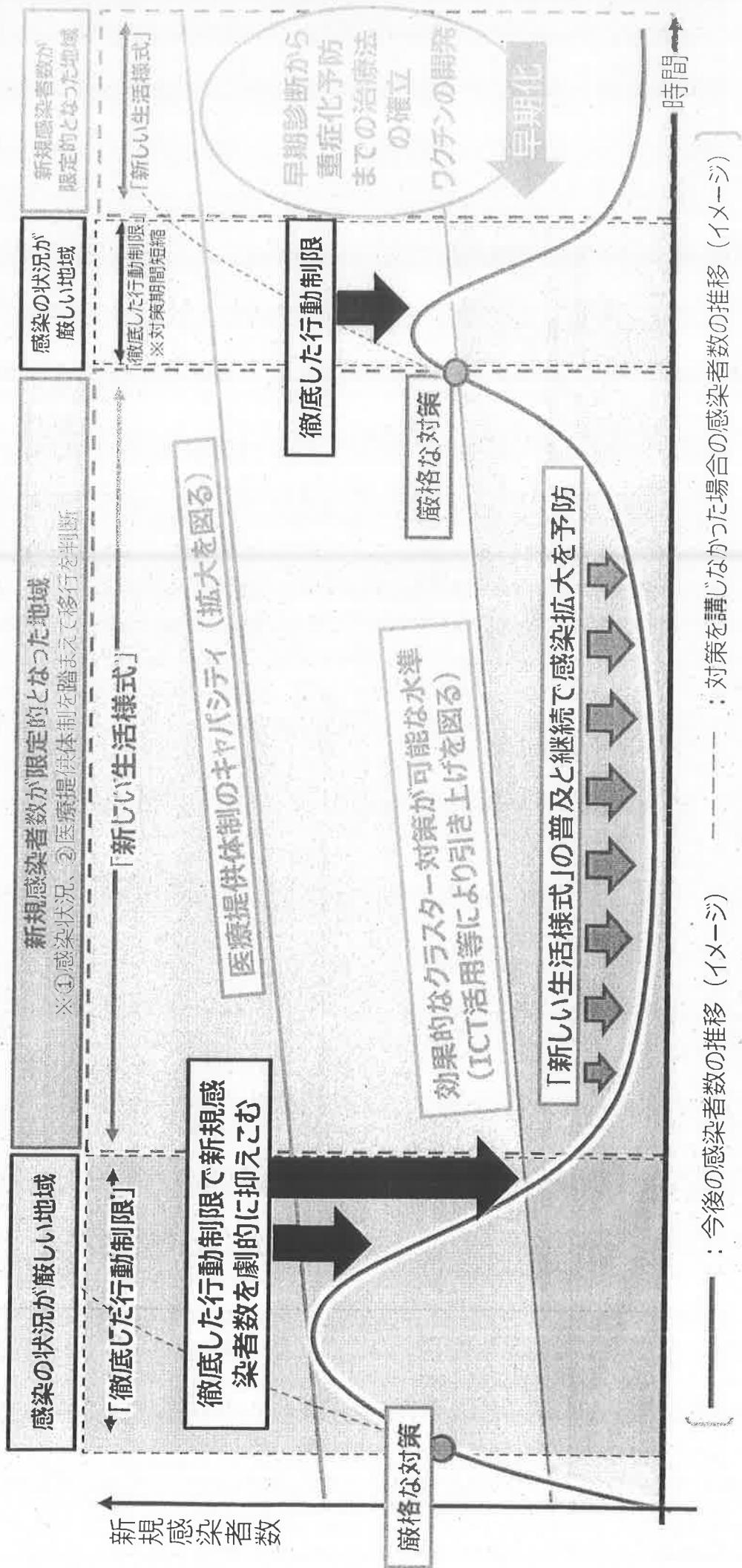
- 対策が長期化する中で、まん延防止を第一としつつ、社会経済活動との両立を図ることが課題となるため、政府においては、長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点から必要な検討を行うべきである。また、並行して対応していかなければならない社会的課題にも目を配っていく必要がある。例えば、以下のような課題に対応するため、感染拡大防止に配慮しつつ、適切な支援が提供されるよう必要な措置を講じていくべきである。
 - ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者からの暴力や児童虐待
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等
 - ・ 感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や風評被害
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
 - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保
 - ・ 亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な感染予防方法の周知

6. おわりに

- 市民の皆様の行動変容へのご協力とご理解により、新規感染者数は緩やかに減少に転じつつあると判断している。しかし、医療体制の逼迫は依然として続いている。専門家会議としては、更なるデータの収集・分析を行い、近日中に、再度、これまでの対策の評価等に係る詳細な分析を行うとともに、今後、求められることとなる対策の詳細を示すこととした。

新型コロナウイルス感染症対策の今後の見通し（イメージ）

- 緊急事態宣言による行動制限は、感染拡大を防ぎ、医療提供体制の崩壊を未然に防止することを目的としている。他方、対策を一気に緩めれば、感染が再燃し、医療崩壊・重症者増大のおそれ。
- このため、今後、①早期診断及び治療法の確立により重症化予防の目途が立つか、②効果的なワクチンができるか、③集団免疫ができるかのいずれかが達成されるまでの期間、**まん延防止を第一としつつ、社会経済活動との両立を図っていく必要がある**。
- 感染が一定範囲に抑えられており、医療提供体制が確保された地域について〔は、対策の強度を一定程度緩め、**感染拡大を予防する「新しい生活様式」により、新規感染者数の発生を一定以下にコントロールしていき**〕並行して、医療提供体制のキャパシティを上げながら、再度、まん延が生じた場合は、「**徹底した行動制限**」を講じる。



学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会

「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」(案)

(令和2年5月1日)

1. 基本的な考え方

- 各地域の分析や、学校における対応については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の状況分析・提言や政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、文部科学省において、ガイドライン及び各種通知において対応を示してきたところ¹。
- 学校に関しては、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の新型インフルエンザ対策本部長である内閣総理大臣の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日の基本的対処方針の変更で全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、現在、再び全国的に臨時休業が広がっている。
- 新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合も少ない。一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いている、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていないこともある。なお、国内においては緊急事態宣言が全国に拡大（4月16日）される前から、多くの地方自治体が自主的に臨時休業の措置をとっている（4月10日時点で小中学校の67%が休校）。
- 専門家会議の5月1日の分析・提言によれば、本感染症については、今後長期間にわたって、新規感染者が生ずることを念頭に置いて一定の行動変容を求められており、地域によっては厳しい活動自粛が長期にわたることも考えられる。
- このような状況を踏まえると、現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続ければ、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。社会全体が、長期間にわたりこの感染症と付き合っていかなければならぬという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図

¹ 令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知により示した「I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」と「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日改訂）等

るため、学校における感染リスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取り組みを進めていくという考えが重要である。

- その際、例えば、緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である。
- また、進学を控える中学校3年生、小学校6年生、また、学校生活を開始することができていない小学校1年生等から優先的に下記2.のような方法等により任意の分散登校を行い、感染症対策を行いながら学校生活を送るという状況について、学校・家庭・地域が理解を深め、徐々に受け入れていくという方法も考えられる。
- その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健衛生体制を築いていくことが重要である。なお、学校内で感染者が発生した際には、感染拡大防止の必要上、当該児童生徒が明らかになることもあるが、その場合においても当該児童生徒が差別・偏見・いじめなどの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要であり、またそのための教育も重要である。
- 高等学校等についても、学科の教育内容や生徒の通学等の状況を踏まえ、小・中学校等と同様の取組を進めていくことが考えられる。
- なお、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えている。新型コロナウイルス感染症は、重症化すれば命に関わる危険性があることも踏まえ、特別支援学校における学校教育活動については、一層慎重に対応することが求められ、再開に向けては、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた検討が必要である。
- また、学校教育活動を再開するにあたっては、地域の感染状況の違いを踏まえてもなお、児童生徒の通学方法（徒步や自転車、公共交通機関）の違いや、ICTによる指導が確保できている学校とそうではない学校など、学校の状況により取組の方法は様々であり、どの方法により実施するかは、設置者及び学校が子供の学びをどのように保障するかという観点から選択する必要がある。

2. 学校教育活動の再開の具体的な方策について

(1) 学校教育活動の進め方について

- 児童生徒の生活圏でのまん延状況も踏まえながら、臨時休業を行っている学校においても、基本的な感染症対策を徹底した上で、3つの密を避けるように工夫して学校教育活動を再開し、学校において児童生徒が学ぶことができる環境を作っていくことにより、全ての児童生徒が教育を受けることができるようにしていくことが必要である。地域の感染状況が今後も悪化することはどの地域でも考えられるため、登校方法の工夫やＩＣＴも最大限活用しながら、全ての児童生徒が、各学校の教育計画に基づく教育を受けられるようにしていく。
- まず、基本的な感染症対策に関しては、以下の点を徹底すること。教職員についても同様の対応を徹底し、特に、体調の悪い教職員が休みやすいような環境作りをする必要がある。
 - ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底する。その際、同居のご家族にも自身の検温や体調確認に取り組んでいただき、何か変わったことがあれば学校にも伝えていただく。
 - ・学校での登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。
 - ・多くの児童生徒の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒するとともに、触る前後で手洗いを徹底する。
 - ・児童生徒や教職員がマスクを着用する。
- また、教室における3つの密を避けること。
 - ・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う（空調使用時においても換気は必要あることに留意）。
 - ・座席の配置の工夫としては、当面の間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（概ね1～2メートル）、対面とならないような形とする。
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、学級を2又は3の小グループに分け、異なる教室や時間で指導を行う等の対応をとることも考えられる。
- 学校や設置者においては、都道府県等の衛生主管部局との連携や、欠席状況のサベイランスの仕組みの利用などにより、地域の感染状況を把握したり、周辺の学校の児童生徒の欠席状況などを把握し、また状況の比較を行い、地域の状況に応じた感染予防のための具体的方策を検討することが重要である。

- 児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるようにすることが重要である。

(2) 感染のリスクが高いと考えられる活動の取扱いについて

(各教科活動等)

- 各教科等に関する指導については、地域の感染状況に応じ、例えば、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなどの感染拡大防止対策をとること。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科における調理などの実習
- ・体育科・保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・運動会や文化祭、学習発表会など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- ・他の都道府県等に移動する、校外学習や宿泊を伴う学校行事

(給食)

- 給食（昼食）を提供する際には、特に手洗いの徹底を図るとともに、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には小分け済みの形（弁当方式）とすること、さらに食べる際に机を向かい合わせにしないことなどの工夫が考えられる。

(登下校)

- 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、安全の観点から集団登校を行う場合には密接とならないよう指導することなどの工夫が考えられる。
- 公共交通機関を利用して通学する学校とは異なり、徒歩圏内（自転車通学圏内を含む）から通える小中学生等については、登下校時の感染リスクは低いと考えられる。また、公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮をすることや、乗車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うことなどにより、感染リスクを下げることができる。

学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会の開催について

令和2年4月27日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、学校教育活動の在り方について、感染症対策の観点から検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 学校での感染症対策について
- (2) 各教科活動や特別活動等において留意すべき点
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 別に委嘱する委員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ(1)以外の者にも協力を求めることができる。
- (3) 会議は原則として公開する。但し、会議を公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認める場合その他正当な理由があると認められる場合は会議の全部又は一部を非公開とする。

4. 実施期間

令和2年4月27日から令和2年末までとし、必要に応じて延長する。

5. その他

- (1) 会議の庶務は、関係局課の協力を得て初等中等教育局健康教育・食育課において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じ会議に諮って定める。

学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会
(名簿)

(中央教育審議会初等中等教育分科会関係者)

朝日 滋也 東京都立大塚ろう学校統括校長
全国特別支援学校校長会会长

川越 豊彦 前東京都荒川区立尾久八幡中学校統括校長
全日本中学校長会会长

喜名 朝博 東京都江東区立明治小学校統括校長、
全国連合小学校長会会长

萩原 聰 東京都立西高等学校統括校長、全国高等学校長協会会长

橋本 幸三 京都府教育委員会教育長

道永 麻里 日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事

吉田 晋 学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、
日本私立中学高等学校連合会会长

佐藤 秀行 公益社団法人日本PTA全国協議会会长

(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議関係者)

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所長

吉田 正樹 東京慈恵会医科大学感染症制御科教授

和田 耕治 国際医療福祉大学国際医療協力部長

資料2

新型コロナウイルス感染症対策に係る県外車両の流入調査結果について

新型コロナウイルス感染症対策の一環として実施しました、県外車両の流入調査の結果は次のとおりです。

1 調査概要

- 目的：徳島県外からの流入交通量の把握
- 調査日：令和2年4月22日（水）、4月29日（水）
- 調査箇所：
 - ①県内駐車場：130箇所
 - ②県内11箇所のIC出口（軽・普通自動車のみ）

2 調査結果

○4月29日（水）

(1) 県内駐車場

- ①全台数：7,891台
- ②県内車：7,574台（96.0%）
- ③県外車：317台（4.0%）
- ④特定警戒都道府県：77台（1.0%）
- ⑤上位都道府県
 - ①香川（108）②愛媛（45）③高知（27）
 - ④大阪（24）⑤兵庫（19）

(2) IC出口

- ①全交通量：3,089台
- ②県内車：1,890台（61.2%）
- ③県外車：1,199台（38.8%）
- ④特定警戒都道府県：570台（18.5%）
- ⑤上位都道府県
 - ①香川（323）②兵庫（295）③大阪（174）
 - ④愛媛（100）⑤高知（81）

※前回

○4月22日（水）

- ①全台数：7,323台
- ②県内車：6,918台（94.5%）
- ③県外車：405台（5.5%）
- ④特定警戒都道府県：130台（1.8%）
- ⑤上位都道府県
 - ①香川（121）②兵庫（63）③愛媛（53）
 - ④高知（31）⑤大阪（23）

- ①全交通量：4,258台
- ②県内車：2,169台（50.9%）
- ③県外車：2,089台（49.1%）
- ④特定警戒都道府県：785台（18.4%）
- ⑤上位都道府県
 - ①香川（731）②兵庫（467）③大阪（228）
 - ④愛媛（219）⑤高知（104）

なお、県下のパチンコ店（64施設）における県外車両の状況は、次のとおりです。

1. 29日 全台数：3,282台 県外：106台（3.2%） 特定警戒都道府県：21台（0.6%）
2. 22日 全台数：3,381台 県外：134台（4.0%） 特定警戒都道府県：47台（1.4%）

資料3

2020年5月1日

徳島県知事 殿

徳島県遊技業協同組合
徳島市末広5丁目3番18号
TEL: (088) 622-7856
FAX: (088) 652-1522



「新型コロナウイルス感染拡大徹底阻止」宣言

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

徳島県遊技業協同組合は、新型コロナウイルスの徳島県下での蔓延を防止するための措置として、政府の緊急事態宣言および、徳島県の要請を受けた今後の対策をとりまとめ、本日、徳島県内の全64店舗のパチンコホールを対象として、下記のとおりの取り組みを行うことを宣言いたします。

- ・店舗入口での住所確認を徹底することにより、徳島県外からの来場者を入店させない取り組みを行います。
- ・ホール内においては、「3密」回避につとめ、また遊技機器の消毒や顧客およびスタッフの手指消毒を励行し接触感染の予防につとめます。

以上